

クマ類の管理及び被害防止対策への支援に係る要望

近年、人口減少や高齢化の急速な進行等により、中山間地域の自然・社会環境が変化していることに伴い、北海道・東北地方のみならず全国的にクマ類の生息域が拡大しています。

また、住宅街や学校等におけるクマ類の出没が相次ぎ、市街地やその周辺において人身事故が発生するなど、クマ類の生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況にあります。

地域住民等の安全を確保するためには、人とクマ類との軋轢を軽減していくことが重要であり、クマ類の個体数管理に必要な生息調査や被害防止対策、更に追い上げや集落周辺での捕獲など、生息域を奥山側へ戻す出没抑制対策が必要ですが、財源の確保や抑制手法の確立が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、昨年11月、北海道東北地方知事会として、クマ類を地域の実情に応じて指定管理鳥獣に指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象とすることなど、クマ類の出没対策に係る新たな財政的・技術的な支援制度の創設を図ることを要望したところです。

この度、環境省において開催された「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」の中で、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」が取りまとめられ、伊藤環境大臣により、絶滅の恐れのある四国の個体群を除きクマ類を指定管理鳥獣に指定する方針が示されました。地域の切実な声を真摯に受け止め、極めてスピード感を持って対応いただいたことに、厚く感謝を申し上げます。

今後、クマ類の指定管理鳥獣への指定により、既存のニホンジカ及びイノシシとは異なる支援内容が検討されるものと考えておりますが、クマ類の特性や先行して地域で取り組まれている種々の対策を踏まえた支援制度を検討いただけるようお願い申し上げます。

1. 指定管理鳥獣の指定による支援メニューの創設について

(1) 道県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に基づく事業

- ① 道県及び市町村が実施する人里出没抑制（人里周辺での捕獲による低密度化と警戒心の植え付け）及び捕獲従事者の育成・確保を目的とする春期の管理捕獲など、自治体独自の取組への

支援を行うこと。

- ② 道県及び市町村が実施する住宅地等の市街地出没抑制に必要な取組への支援を行うこと。
- ③ 道県及び市町村が実施する、人身被害防止を目的とした放置された果樹の伐採などの誘引物対策、移動ルートを遮断する電気柵設置や下草刈り、わななどの捕獲機材の整備などへの取組への支援を行うこと。

(2) 生息実態調査

クマ類の科学的・計画的な管理を推進するために必要な、個体群ごとの分布や個体数、軋轢を評価するための調査・モニタリングへの支援を行うこと。

(3) ゾーニング管理の推進

人とクマ類の空間的すみ分けを行い、人とクマ類の軋轢を低減し地域個体群の安定的な存続を図るためのゾーニング管理を、道県や市町村が推進するために必要な財政的及び技術的な支援を行うこと。

(4) クマ類の捕獲従事者の育成・確保

クマ類に対応できる捕獲従事者を育成・確保する取組への支援を行うこと。

(5) 専門的職員の配置の推進

現場での対応力を向上させるため、道県及び市町村担当職員向けの研修会や教育プログラム等の充実と参加への支援とともに、地域の要請に応じて国から職員や専門家の派遣を行うこと。

(6) 早期の事業実施に向けた支援制度の弾力的な運用

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、第2種特定鳥獣管理計画における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定める手続きの途中であっても事業が実施できるよう、支援制度の弾力的な運用を行うこと。

2. 鳥獣被害防止総合対策交付金について

市町村では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備等の対策を講じているが、クマ類等の出没や被害が急増し、被害防止推進活動への定額補助の限度額を超えるなど市町村の負担が増加していることから、交付金予算を十分に確保するとともに、危険性に加え複数名での警戒活動や追跡が長期に及ぶなどのクマ類の捕獲の困難さを勘案し、1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや安全確認等のための出動手当を交付対象とするなど、市町村の負担が軽減されるよう制度を見直すこと。

3. 人家周辺等での銃器の使用について

人家周辺等でのクマ類の出没に対し、住民の生命・財産を確実に守るため、迅速な現場対応が行えるよう、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」で示された、「鳥獣保護管理法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理」を行うことについて、市町村や猟友会などの関係団体の意見も聴きながら、早急に取り組むこと。

4. 過度な苦情への対応について

クマ類の捕殺に関して、捕獲従事者等に過剰な批判が寄せられることがある。

クマ類の捕獲従事者は、地域の安全・安心な暮らしを守る上で欠くことのできない存在であり、法に基づき適正に行われた捕獲に関して非難を受けることは、担い手の確保と地域の安全確保に重大な支障を及ぼしかねないことから、国においても、法に基づく許可捕獲の制度や人の生活圏に出没した際の捕獲の必要性、クマ類の生態や現場の状況・背景について情報の発信を強化し、広く社会の理解を求めていくこと。

令和 6 年 2 月 16 日 北海道東北地方知事会

北海道知事	鈴木直道
青森県知事	宮下宗一郎
岩手県知事	達増拓也
宮城県知事	村井嘉浩
秋田県知事	佐竹敬久
山形県知事	吉村美栄子
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世